

令和7年度 主治医研修

介護保険を取り巻く状況

青森県健康医療福祉部 高齢福祉保険課

介護保険制度の基本

1 介護保険制度の目的

介護保険法 第1条

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳**を保持し、その**有する能力**に応じ**自立**した日常生活を営むことができるよう、**必要な保健医療サービス及び福祉サービス**に係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき、介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

POINT

**本人の尊厳保持や自立した生活、
共同連帯の理念**について記載されている。

2 国民の努力及び義務

介護保険法 第4条

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に**健康の保持増進**に努めるとともに、**要介護状態となつた場合においても**、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その**有する能力の維持向上に努める**ものとする。

国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する**費用を公平に負担**するものとする。

POINT

要介護状態になったとしても
各種サービスの利用により
個々人が有する能力の維持増進に
務めなければならない

POINT

公平な費用負担
=個人の**負担能力(所得)**に
応じた負担

3 要介護認定の有効期間

申請区分	有効期間 (原則)	設定可能な 有効期間の範囲	認定の効力
新規申請 区分変更申請	6か月	3か月 ▼ 12か月	申請日にさかのぼる 申請日が月途中の場合は 申請月とその後6か月間
更新申請	12か月	3か月 ▼ 36か月	前回有効期間満了日の 翌日から

※現に受けている要介護（支援）認定に係る要介護（支援）状態区分と同一である場合は48か月。

4 第1号被保険者の保険料

第9期介護保険料基準額

大阪府、沖縄県に次いで
3番目に高い！

本県の第9期介護保険料基準額は**6,715円**
(1か月当たりの市町村加重平均)

第8期と比較して**43円増** (+0.6%)

	1期 H12～H14	2期 H15～H17	3期 H18～H20	4期 H21～H23	5期 H24～H26	6期 H27～H29	7期 H30～R2	8期 R3～R5	9期 R6～R8
青森県平均	3,256円	4,029円	4,781円	4,999円	5,491円	6,175円	6,588円	6,672円	6,715円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	6,014円	6,225円

5 被保険者の不服申立て

保険者が行った行政処分に不服がある場合は、
青森県介護保険審査会に**審査請求**を行うことができる。
(介護保険法第183条)

保険給付に関する処分

要介護・要支援認定に関する処分

被保険者証の交付の請求に関する処分

給付制限に関する処分 等

保険料その他の徴収金に関する処分

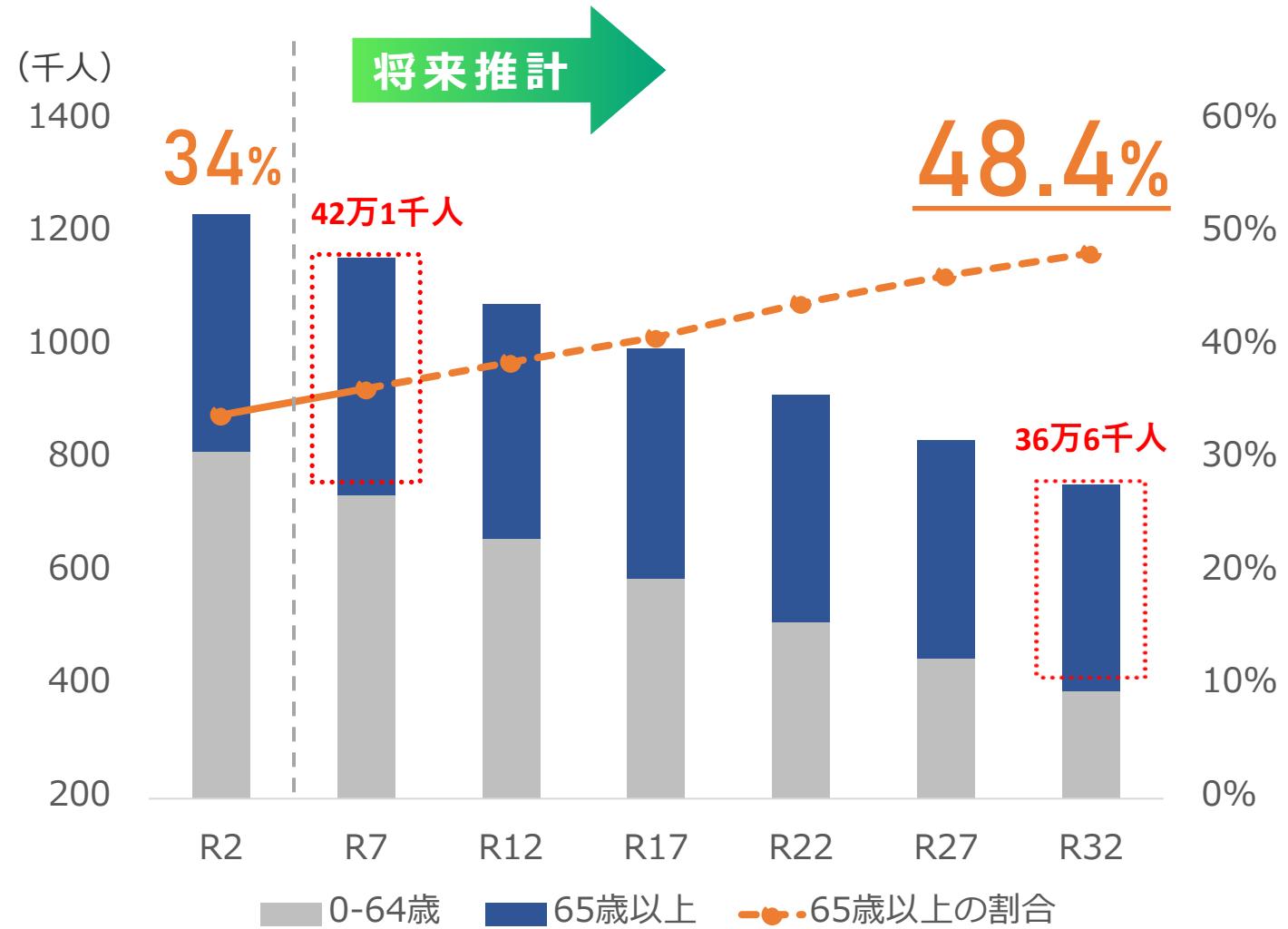
保険料の賦課徴収に関する処分

不正利得に関する徴収金等に
係る賦課徴収

保険料等の徴収金に係る滞納処分 等

青森県の 介護保険を取り巻く状況

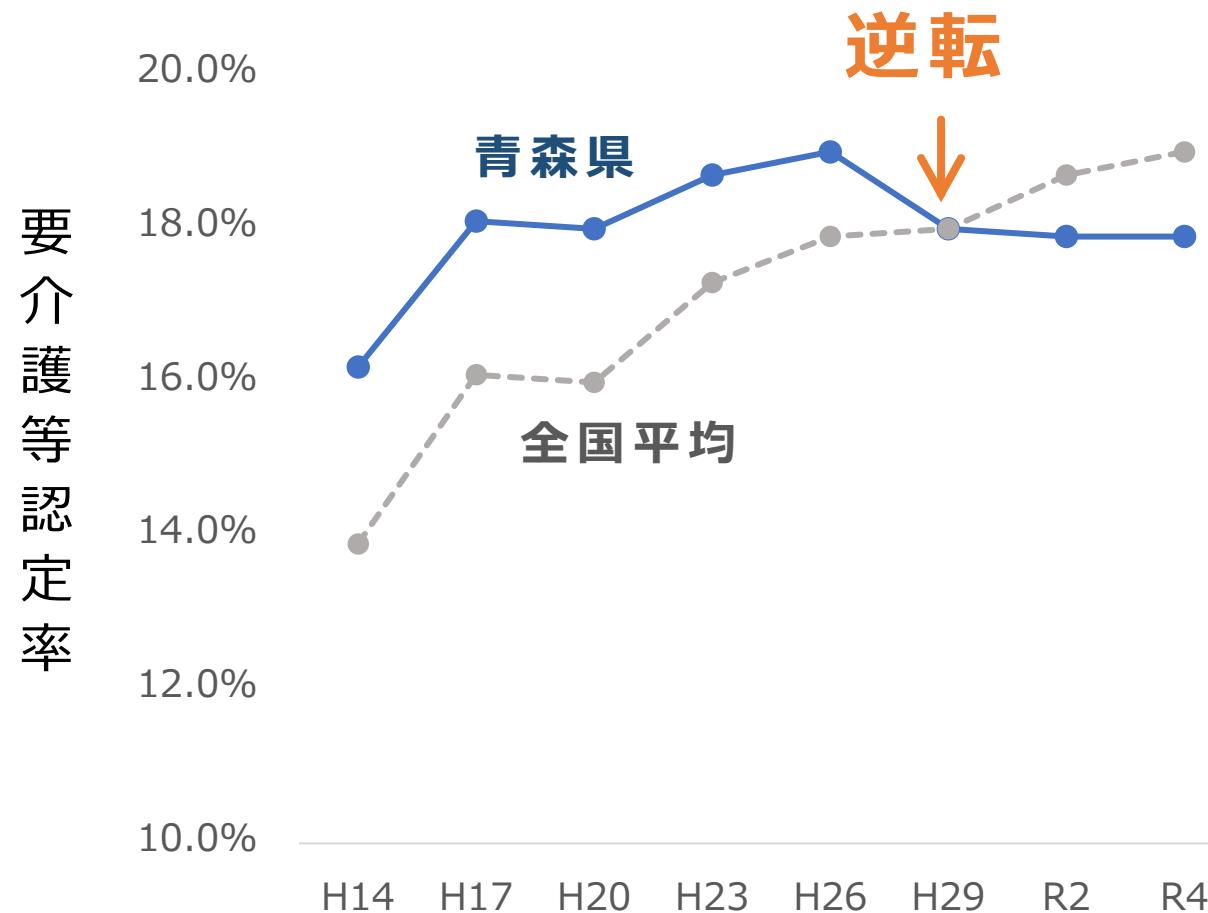
1 青森県の将来推計人口



青森県の総人口は
令和32年には
75万5千人に減少
一方で・・・
全体に占める
65歳以上の割合は
48.4%に増加

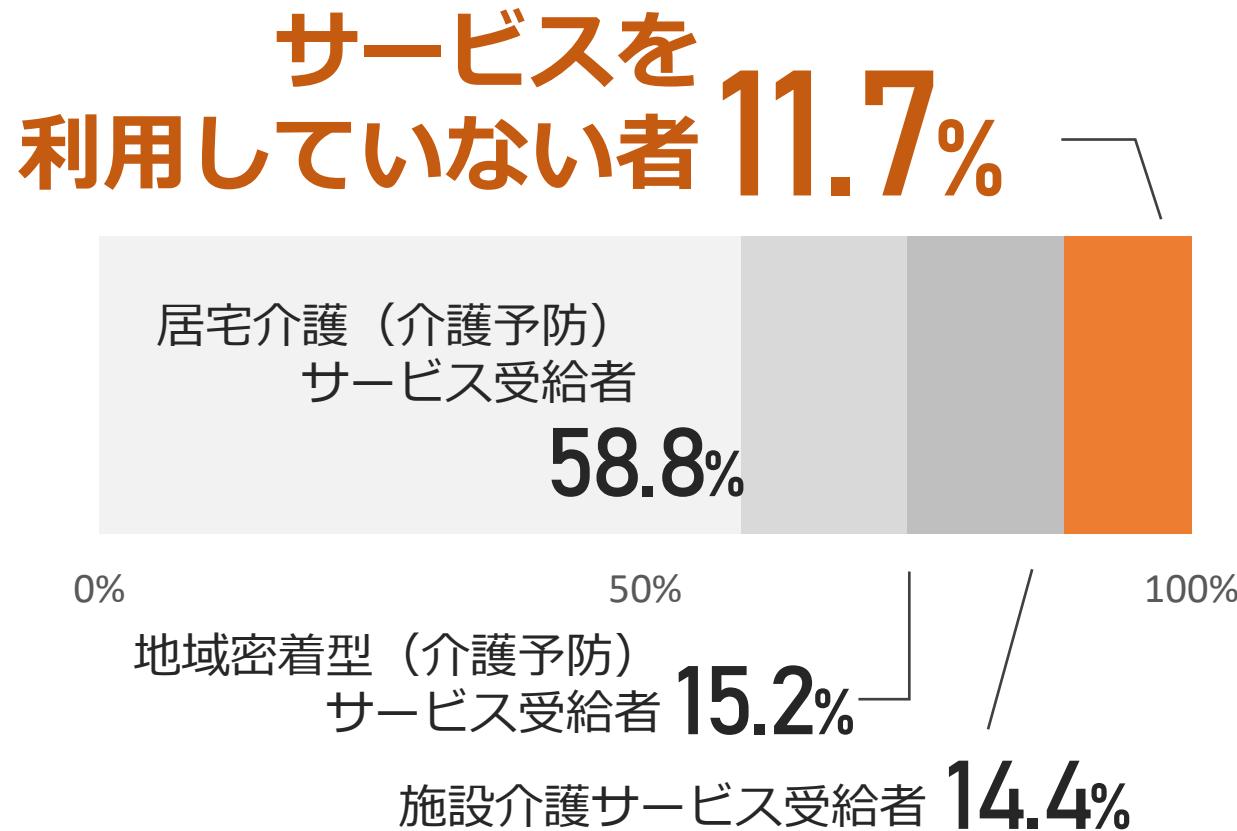
全国推計の**37.1%**より
11.3%も高い！

2 青森県の要介護等認定率の推移



増加傾向にあったが
近年は少しずつ減少
平成29年を境に
要介護等認定率が
全国平均と逆転

3 青森県の要介護等認定者のサービス利用状況 (第2号被保険者を含む)

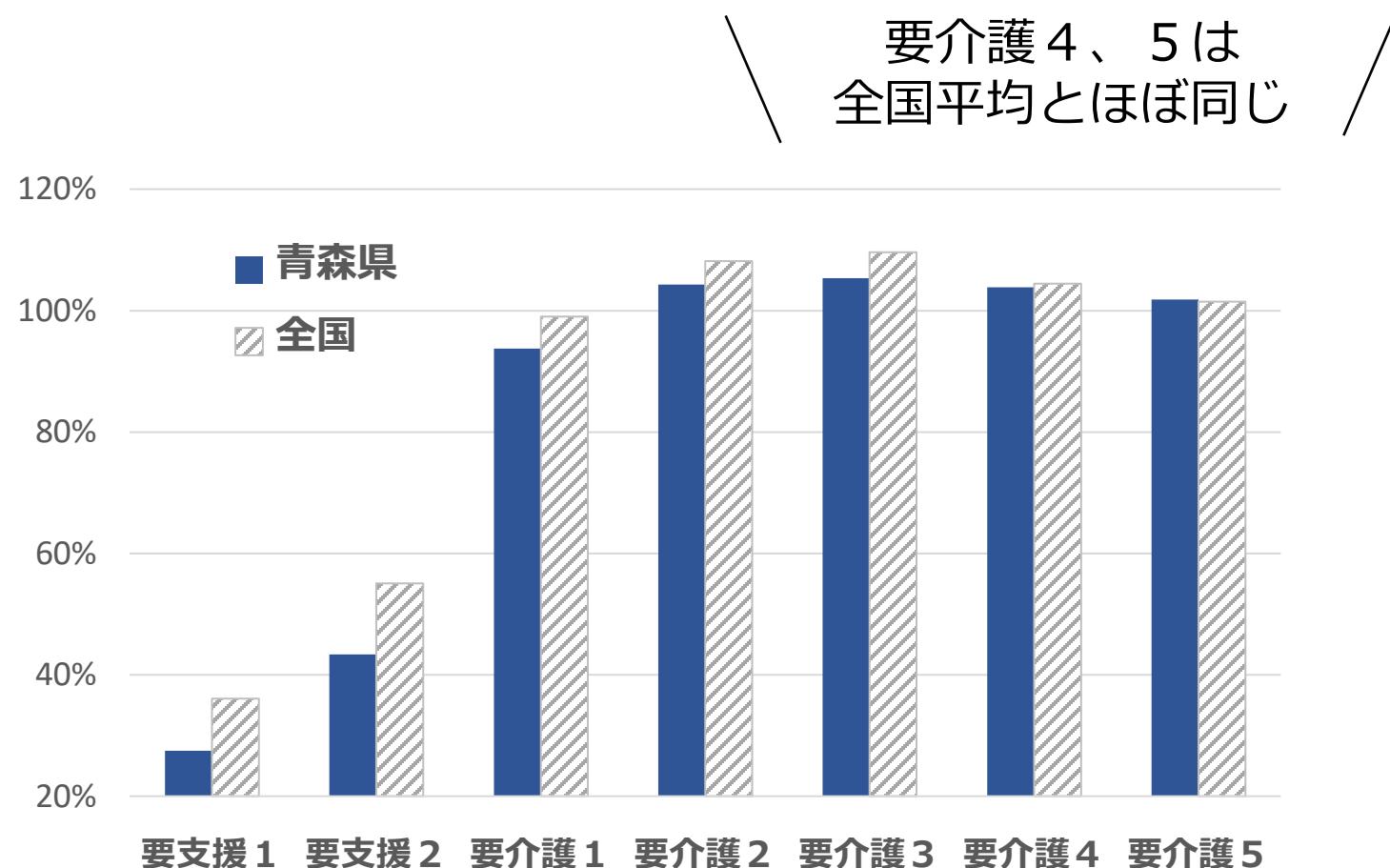


サービスを利用していない者の
全国平均値 **12.8%**

▼

青森県は全国と比べて
サービスを利用する者の割合が高い

4 青森県の要介護度別サービス利用率(第2号被保険者を含む)



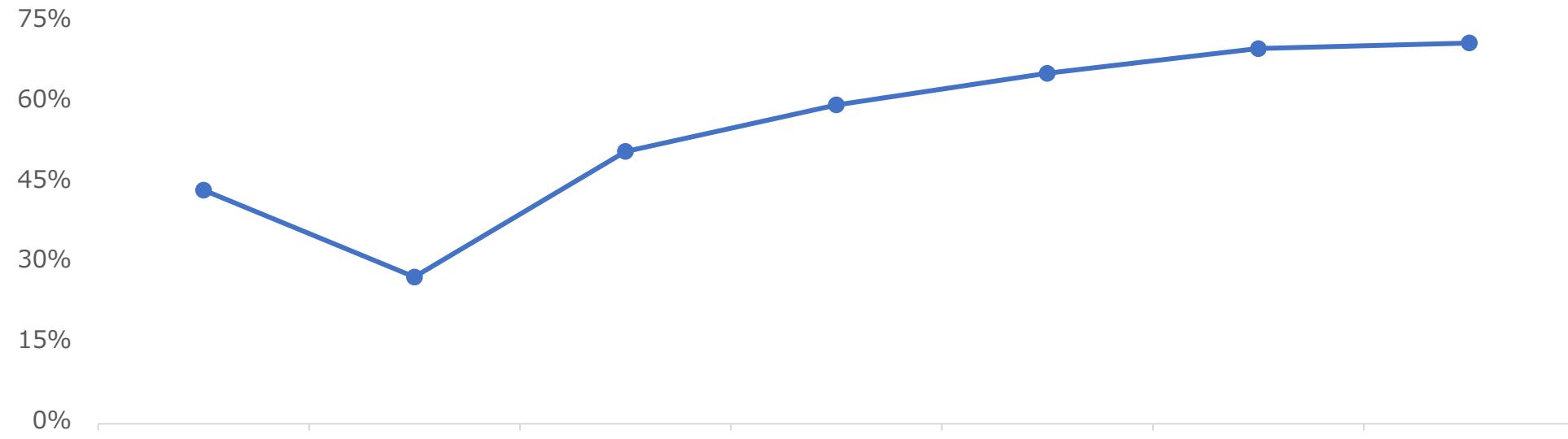
要介護度が高い
▼
利用金額も高くなる
▼
青森県全体の
サービス利用料高騰

(注) 介護保険事業状況報告より作成。令和7年1月サービス提供分。居宅、地域密着型、施設のうち複数サービス利用者はサービスごとに利用者数として計算しているため、100%を超過する場合がある。

5 第1号被保険者 1人当たり給付費

要介護度が
上がるほど、
支給限度額に
近い金額を
利用している。

支給限度額に対する利用額の割合



居宅・地域密着型
サービスの
1人あたり給付額

21,984 28,894 85,368 117,524 177,259 217,108 257,948
(円)

(注) 介護保険事業状況報告より作成。令和7年1月時点。特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等を含まない。

県内の要介護認定等の実施状況

要介護度別認定者数

		(人・%)								平均要介護度
全国	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計		
	人数	1,062,774	1,031,016	1,489,433	1,213,703	934,046	898,950	577,565	7,207,487	2.03
青森県	比率	14.7%	14.3%	20.7%	16.8%	13.0%	12.5%	8.0%	100.0%	
	人数	7,089	7,706	16,617	15,837	10,733	11,198	8,271	77,451	2.29
青森	比率	9.2%	9.9%	21.5%	20.4%	13.9%	14.5%	10.7%	100.0%	
	人数	2,213	1,998	3,985	4,105	2,557	2,492	2,069	19,419	2.21
津軽	比率	11.4%	10.3%	20.5%	21.1%	13.2%	12.8%	10.7%	100.0%	
	人数	1,958	2,000	3,778	3,372	2,184	2,407	1,670	17,369	2.18
八戸	比率	11.3%	11.5%	21.8%	19.4%	12.6%	13.9%	9.6%	100.0%	
	人数	1,016	1,443	3,512	3,575	2,785	2,639	1,821	16,791	2.41
西北五	比率	6.1%	8.6%	20.9%	21.3%	16.6%	15.7%	10.8%	100.0%	
	人数	812	867	2,213	1,589	1,092	1,408	929	8,910	2.26
下北	比率	9.1%	9.7%	24.8%	17.8%	12.3%	15.8%	10.4%	100.0%	
	人数	433	596	806	964	707	704	563	4,773	2.36
上十三	比率	9.1%	12.5%	16.9%	20.2%	14.8%	14.7%	11.8%	100.0%	
	人数	657	802	2,323	2,232	1,408	1,548	1,219	10,189	2.39
	比率	6.4%	7.9%	22.8%	21.9%	13.8%	15.2%	12.0%	100.0%	

※介護保険事業状況報告(R7年3月分)より

要介護度別認定者数（市町村別）

▶ 平均要介護度が**最も高い**自治体

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	平均要介護度
新郷村	人数	2	9	19	34	38	33	23	158	2.90
	比率	1.3%	5.7%	12.0%	21.5%	24.1%	20.9%	14.6%	100.0%	
西目屋村	人数	4	5	12	15	10	18	16	80	2.88
	比率	5.0%	6.3%	15.0%	18.8%	12.5%	22.5%	20.0%	100.0%	
大間町	人数	9	32	33	38	51	53	26	242	2.64
	比率	3.7%	13.2%	13.6%	15.7%	21.1%	21.9%	10.7%	100.0%	
田子町	人数	17	27	68	97	82	72	54	417	2.64
	比率	4.1%	6.5%	16.3%	23.3%	19.7%	17.3%	12.9%	100.0%	

▶ 平均要介護度が**最も低い**自治体

大鰐町	人数	144	92	206	96	89	118	63	808	1.98
	比率	17.8%	11.4%	25.5%	11.9%	11.0%	14.6%	7.8%	100.0%	

3 平均一次判定／二次判定

	平均一次判定	平均二次判定
全国	2.09	2.12
青森県	2.31	2.32
青森地域	2.21	2.24
津軽地域	2.24	2.24
八戸地域	2.52	2.53
西北五地域	2.25	2.25
下北地域	2.36	2.38
上十三地域	2.40	2.42

※認定支援ネットワーク(R6年度)より (以下同じ)

一次判定別、二次判定認定率

(青森県)

(%)

		二次判定認定率								一次判定の変更		
		非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5			
一 次 判 定	非該当	52.1	40.9	1.7	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	47.9	52.1	—
	要支援1	0.3	93.5	2.5	3.6	0.1	0.0	0.0	0.0	6.2	93.5	0.3
	要支援2	0.0	0.3	94.2	5.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	99.6	0.3
	要介護1	0.0	0.0	1.8	95.5	2.5	0.1	0.0	0.0	2.6	97.4	0.0
	要介護2	0.0	0.0	0.0	0.2	96.9	2.8	0.0	0.0	2.8	96.9	0.2
	要介護3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	96.2	3.6	0.0	3.6	96.2	0.1
	要介護4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	95.0	4.7	4.7	95.0	0.3
	要介護5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	99.5	—	99.5	0.5

※「要支援2」↔「要介護1」は、重度(軽度)変更とはしない。

一次判定から二次判定への軽度変更率／重度変更率

令和6年度 (%)

	軽度変更率	重度変更率
全国	0.6	7.7
青森県	0.2	3.4
青森地域	0.5	5.1
津軽地域	0.0	0.2
八戸地域	0.3	5.3
西北五地域	0.2	0.3
下北地域	0.0	6.9
上十三地域	0.1	4.1

要介護認定にかかる処理日数その1

	新規	更新	区分変更	計	(日)
全国	40.5	41.7	39.1	40.9	
青森県	40.3	41.0	40.3	40.7	
青森地域	39.3	42.2	40.2	41.0	
津軽地域	35.3	36.3	35.1	35.8	
八戸地域	40.3	40.0	40.0	40.1	
西北五地域	41.1	37.6	39.3	38.8	
下北地域	42.9	47.5	43.4	45.5	
上十三地域	50.4	49.4	49.6	49.8	

要介護認定にかかる処理日数その2

(青森県)

	1~10日	11~20日	21~30日	31~40日	41~50日	51日~	(%)	(日)
	1~10日	11~20日	21~30日	31~40日	41~50日	51日~	平均	平均
新規	0.0	0.8	20.3	38.2	24.6	16.0	40.3	40.3
更新	0.0	2.2	15.3	37.2	28.1	17.2	41.0	41.0
区分変更	0.0	0.3	17.8	41.6	25.9	14.4	40.3	40.3

8 特定疾病別認定率

(青森県)令和6年度

(件・%)

	件数	認定率							
		非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
筋萎縮性側索硬化症	13	0.0	0.0	0.0	7.7	7.7	15.4	15.4	53.8
後縦靭帯骨化症	26	0.0	7.7	11.5	15.4	23.1	19.2	11.5	11.5
骨折を伴う骨粗鬆症	23	0.0	13.0	13.0	17.4	34.8	0.0	17.4	4.3
多系統萎縮症	12	0.0	0.0	8.3	8.3	8.3	8.3	25.0	41.7
初老期における認知症	92	1.1	6.5	0.0	15.2	18.5	16.3	13.0	29.3
脊髄小脳変性症	29	0.0	6.9	3.4	41.4	20.7	10.3	10.3	6.9
脊柱管狭窄症	30	0.0	0.0	30.0	33.3	13.3	0.0	6.7	16.7
早老症	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
糖尿病合併症	122	0.0	13.1	14.8	19.7	24.6	10.7	9.0	8.2
脳血管疾患	825	0.5	5.3	7.9	24.4	17.8	16.7	14.5	12.8
パーキンソン病関連疾患	50	0.0	14.0	16.0	14.0	26.0	6.0	14.0	10.0
閉塞性動脈硬化症	12	0.0	16.7	16.7	16.7	16.7	8.3	16.7	8.3
関節リウマチ	14	0.0	14.3	14.3	14.3	28.6	7.1	14.3	7.1
慢性閉塞性肺疾患	19	5.3	5.3	10.5	26.3	26.3	10.5	0.0	15.8
変形性関節症	11	0.0	18.2	18.2	27.3	18.2	0.0	9.1	9.1
がん末期	270	1.1	6.3	10.0	17.8	19.3	10.4	17.8	17.4
合計件数	1,548								

※赤・・・認定率20%以上

認定合計件数は
令和5年度1639件

↓ 91件減少

令和6年度1548件